

生活保護制度の概要等について

平成28年5月27日

厚生労働省社会・援護局保護課

目 次

- 生活保護制度の概要について 1p
- 生活保護制度の現況について 4p
- 最低生活費について 10p
- 生活扶助基準等の見直しについて 15p

生活保護制度

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



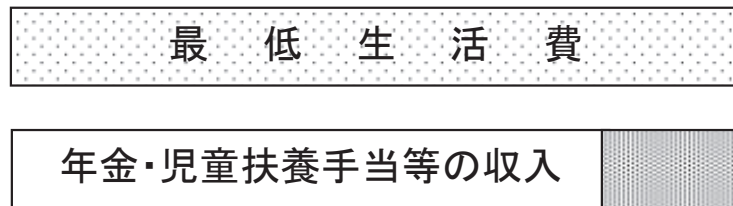
◇保護の開始時に調査

(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。

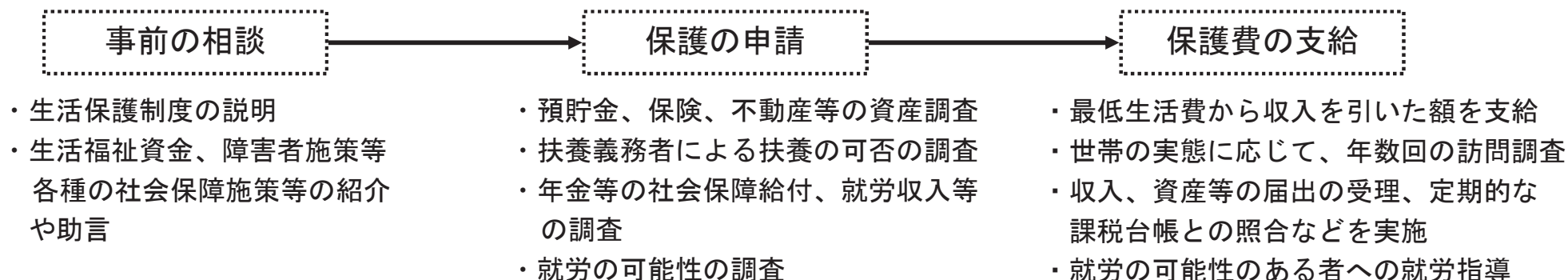
⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

○ 生活扶助額の例 （平成28年度）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	160, 110円	131, 640円
高齢者単身世帯(68歳)	80, 870円	65, 560円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	120, 730円	97, 860円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	189, 870円	159, 900円

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算(VI区の5/12)を含む。

○ 生活保護の手続

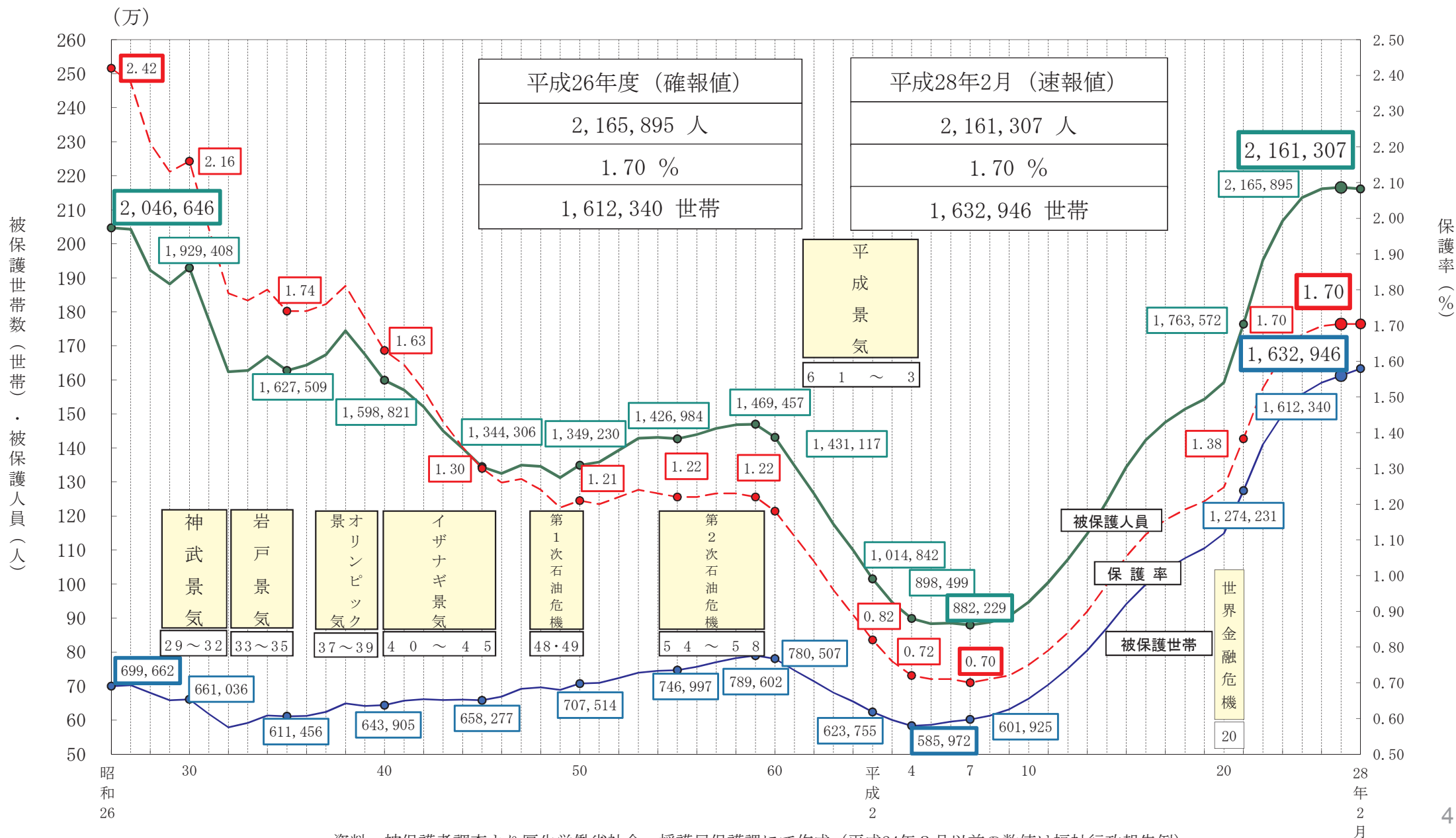


○ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- ・ 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
 - ※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1, 247カ所（都道府県208、市996、町村43（平成27年4月1日現在））
 - ※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。
 - （市）被保護世帯240以下の場合：標準数3・被保護世帯80増すごとに1追加
 - （都道府県）被保護世帯390以下の場合：標準数6・被保護世帯65増すごとに1追加
- ・ 保護費については、国が3／4、地方自治体が1／4を負担。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

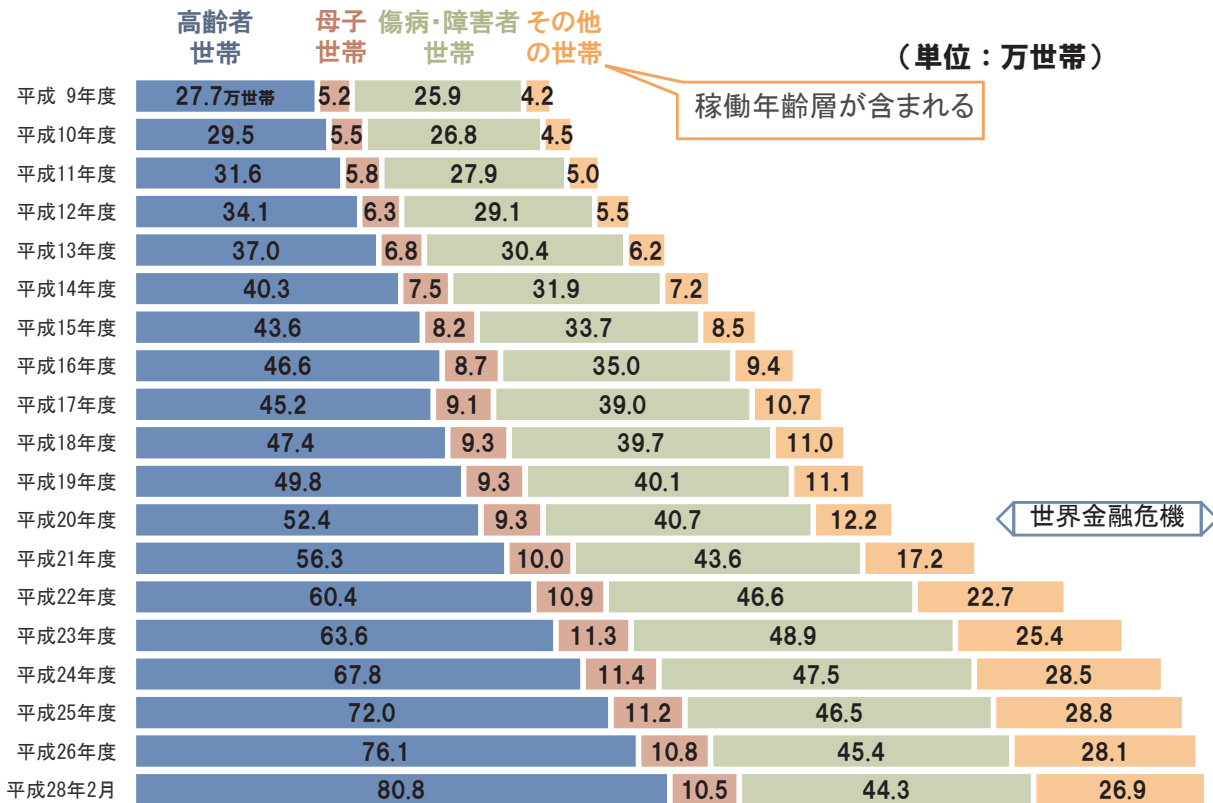
生活保護受給者数は約216万人であり、平成23年に過去最高を更新したが、足下ではほぼ横ばいで推移。
(平成25年10月以降、対前年同月伸び率は1%以下となっており、平成27年9月～平成28年2月にはマイナスとなっている。)



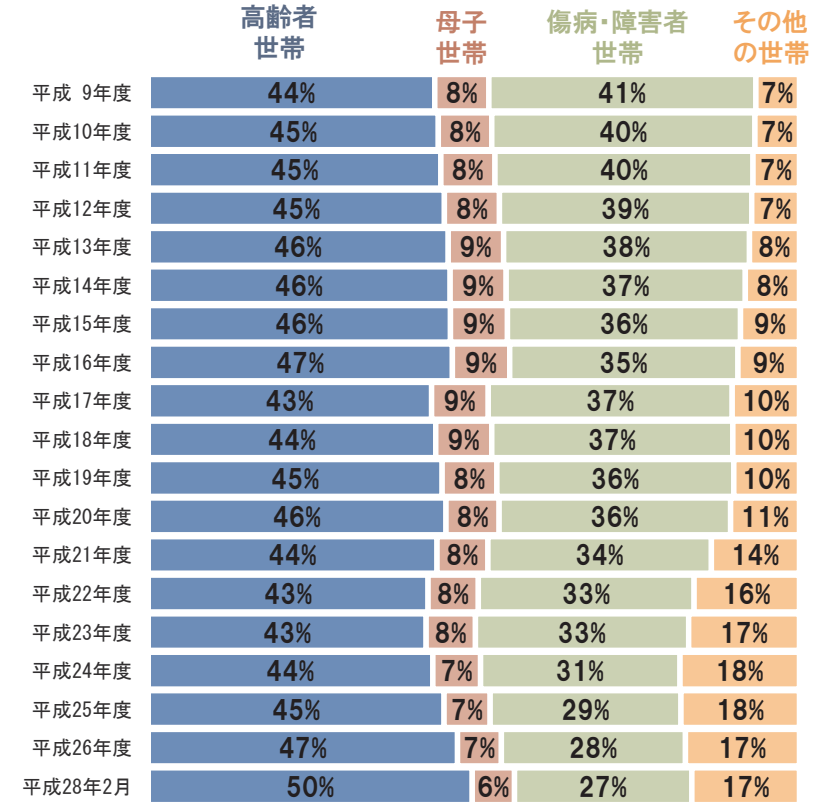
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加した。近年、景気回復等の影響により「その他の世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査（平成28年2月は速報値）

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

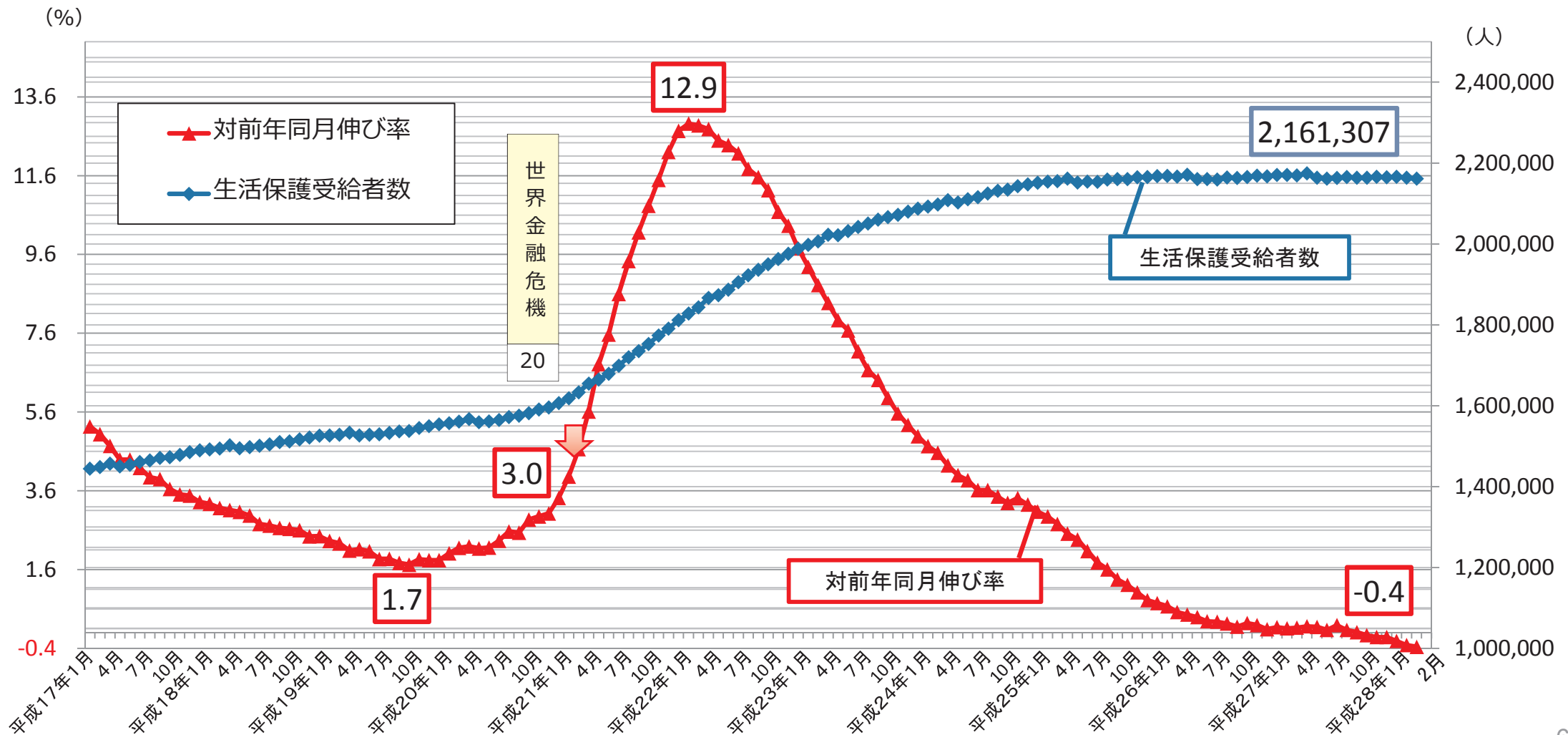
参考

その他の世帯のうち
年齢階級別にみた
世帯人員の構成割合

- ・ 20～29歳： 5.5%
 - ・ 50歳以上： 53.9%
- （平成26年）

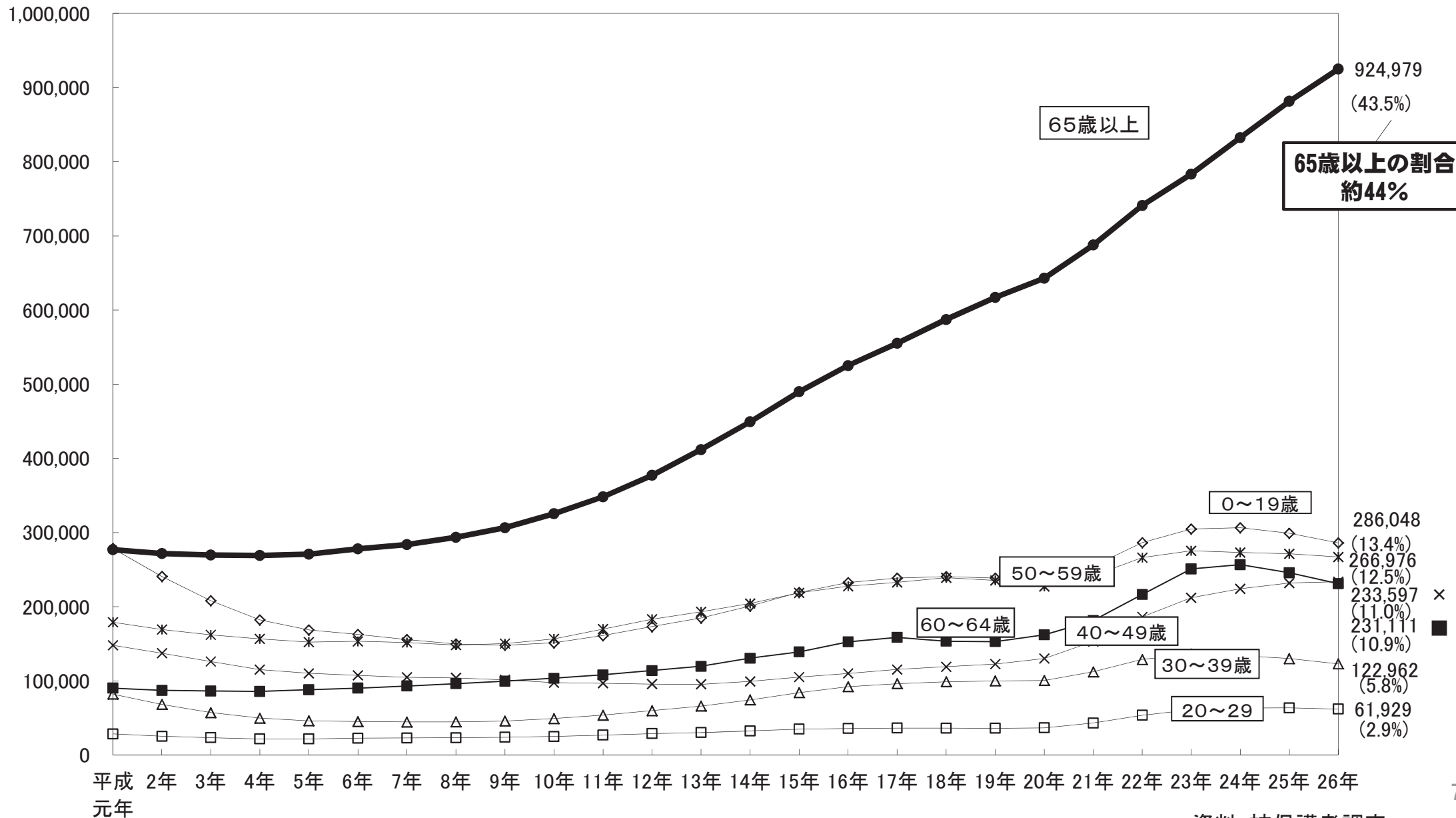
過去10年間の生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は平成28年2月現在で216万1307人となっている。平成20年の世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、ほぼ横ばいで推移している。
- 平成28年2月の対前年同月伸び率は-0.4%となり、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。



年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の約44%は65歳以上の者。**



都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成28年2月時点)

○全国平均保護率: 1.70%(1.16%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.36 (2.43)
北海道	3.13 (2.36)
高知県	2.77 (2.06)
福岡県	2.57 (1.83)
沖縄県	2.55 (1.51)
京都府	2.35 (1.88)
青森県	2.30 (1.62)
東京都	2.20 (1.52)
長崎県	2.20 (1.52)
兵庫県	1.94 (1.41)

下位10都道府県	
	保護率(%)
静岡県	0.83 (0.43)
山梨県	0.82 (0.38)
滋賀県	0.82 (0.57)
群馬県	0.76 (0.42)
山形県	0.68 (0.42)
石川県	0.66 (0.44)
岐阜県	0.59 (0.31)
長野県	0.54 (0.32)
福井県	0.53 (0.26)
富山県	0.33 (0.23)

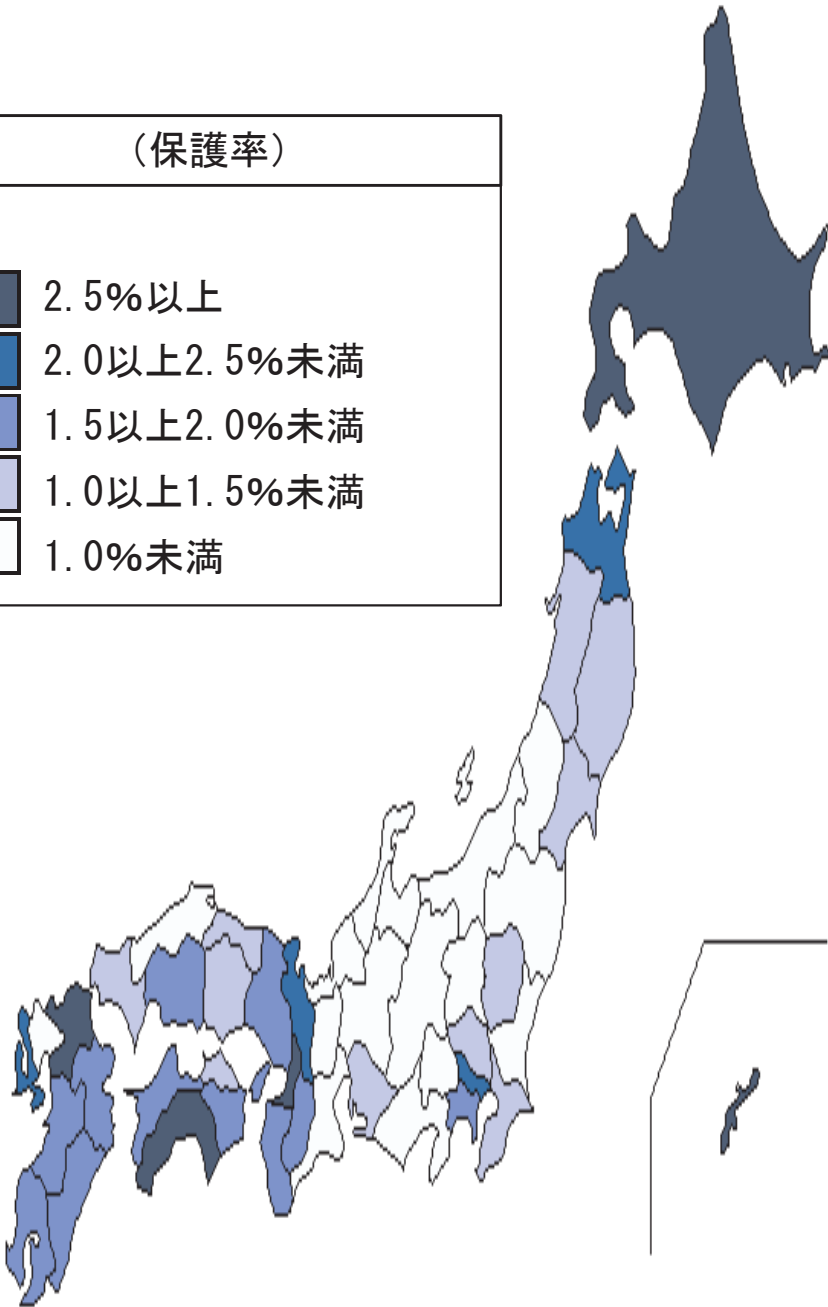
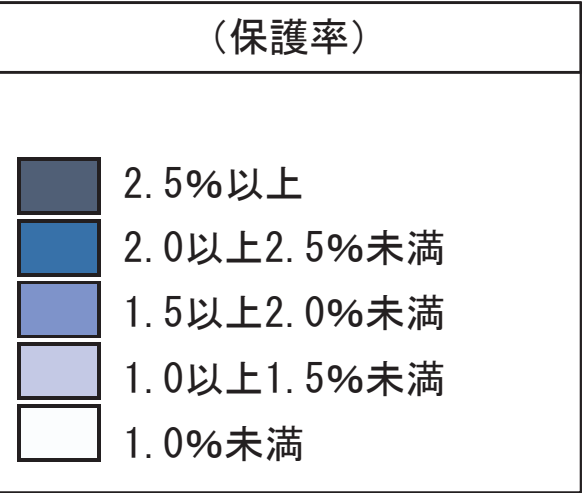
○指定都市別保護率

保護率(%)	
大阪市	5.45 (4.02)
札幌市	3.84 (2.69)
京都市	3.13 (2.58)
神戸市	3.13 (2.65)
堺市	3.10 (2.34)
福岡市	2.91 (1.86)
北九州市	2.49 (1.28)
熊本市	2.29 (1.40)
広島市	2.27 (1.50)
川崎市	2.22 (1.78)
名古屋市	2.17 (1.29)
千葉市	2.11 (1.21)
相模原市	1.93 (0.92)
横浜市	1.92 (1.35)
岡山市	1.92 (1.47)
仙台市	1.67 (1.03)
さいたま市	1.61 (0.83)
新潟市	1.47 (0.97)
静岡市	1.26 (0.71)
浜松市	0.95 (0.44)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.69 (3.81)
尼崎市	4.13 -
東大阪市	4.02 (3.01)
旭川市	3.95 (3.19)
那覇市	3.88 -
高知市	3.76 (2.86)
長崎市	3.11 (2.03)
青森市	2.93 -
豊中市	2.62 -
鹿児島市	2.57 (1.74)

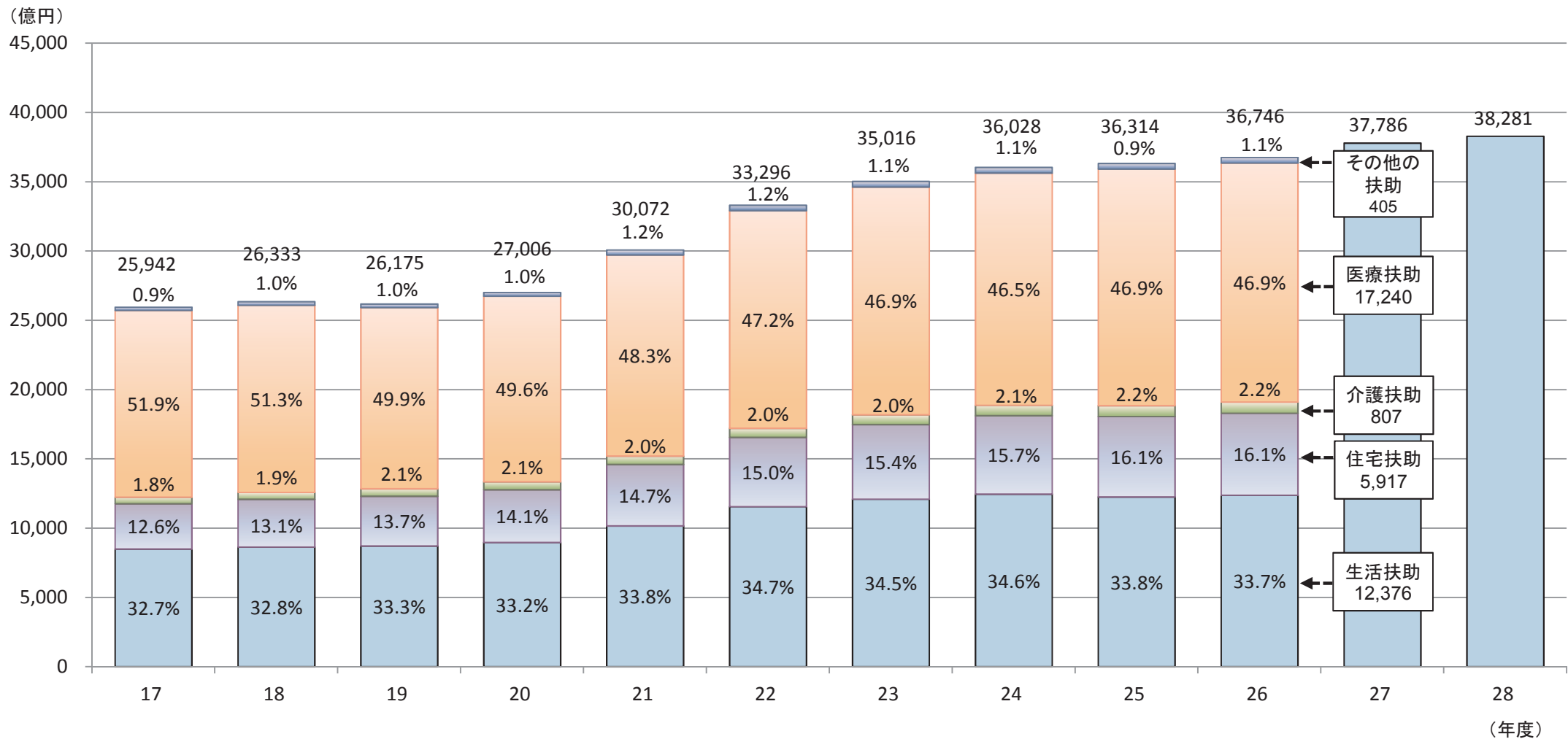
下位10市	
	保護率(%)
前橋市	1.18 -
柏市	1.07 -
郡山市	0.97 (0.61)
金沢市	0.95 (0.59)
高崎市	0.91 -
長野市	0.83 (0.37)
豊橋市	0.62 (0.35)
豊田市	0.57 (0.28)
岡崎市	0.53 (0.24)
富山市	0.43 (0.31)



注1: 指定都市及び中核市数値は再掲
注2: 括弧内は10年度前(平成17年度)の保護率

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成28年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



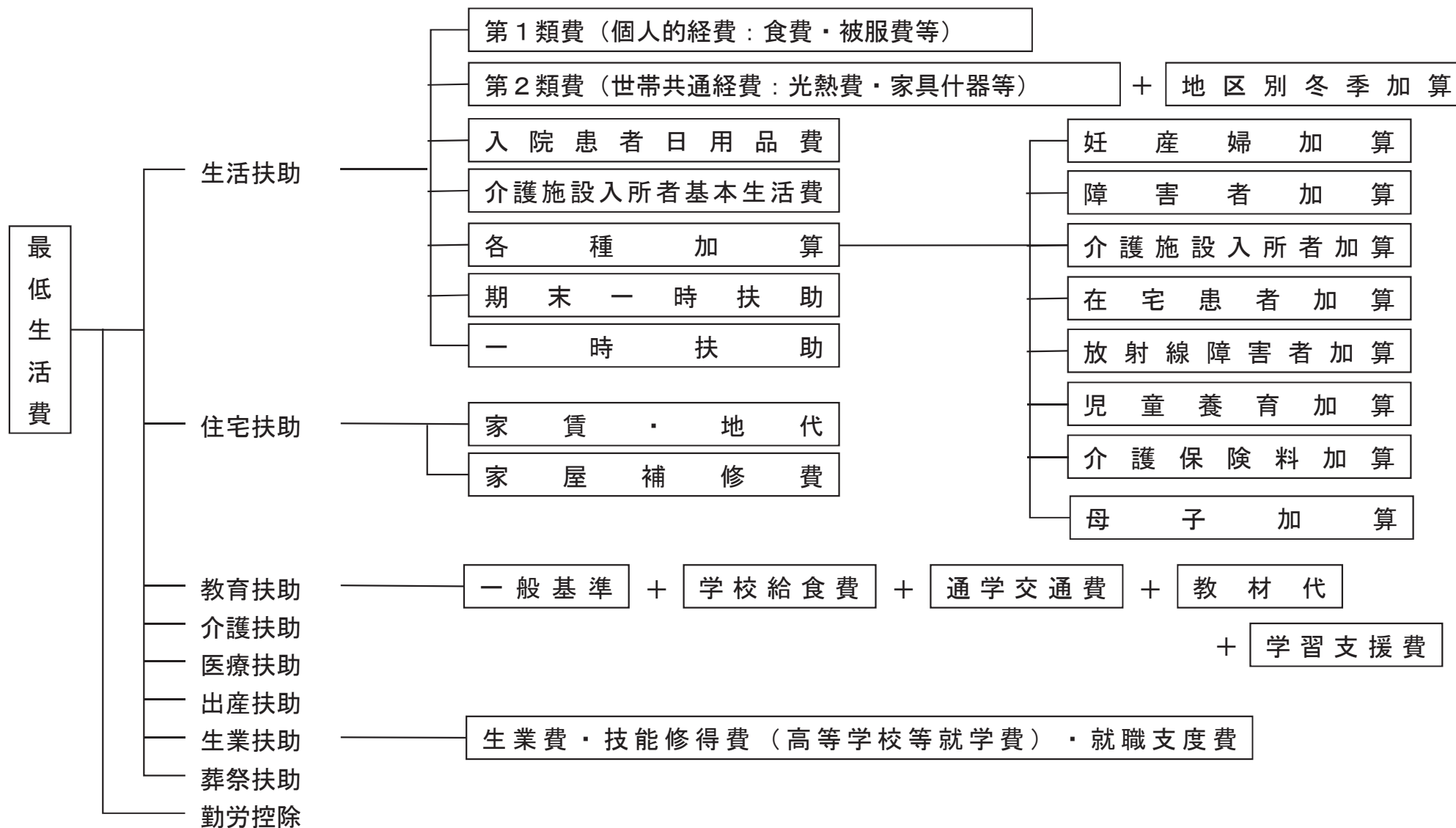
資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成26年度までは実績額、27年度は補正後予算額、28年度は当初予算額
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（８種類）に定める。



○各種扶助・加算の概要（平成28年4月）

（月額）

種 類		概 要	基準額（1級地－1の場合）	
生活扶助	第1類費	基本的な日常生活費のうち、食費や被服費など個人単位でかかる経費を補填するものとして支給	年齢別に設定（世帯人員別に逓減率を設定）	
	第2類費	基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や家具什器費など世帯単位でかかる経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定	
	冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、10月から4月のうち地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間支給	世帯人員別、地区別に設定 Ⅵ区（東京都など）の3人世帯の場合：4,160円	
	入院患者日用品費	病院等に入院している被保護者に対し、身の回り品等の日常生活費を補填するものとして支給	2万2,680円	
	介護施設入所者基本生活費	介護施設に入所している被保護者に対し、利用者が施設に支払う身の回り品等の必需的な日常生活費を補填するものとして支給（例：歯ブラシ、下着、寝衣等）	9,690円以内	
	加算	妊産婦加算	妊産婦（妊娠中及び産後6ヵ月以内）である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費を補填するものとして支給	妊娠6ヵ月未満の場合：8,960円 妊娠6ヵ月以上の場合：1万3,530円 産後の場合：8,320円
		母子加算	ひとり親世帯である被保護者に対し、貧困の連鎖の防止や子どもの教育機会を確保するためのものとして支給	子ども1人の場合：2万2,790円
		障害者加算	障害者である被保護者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費を補填するものとして支給	身体障害者障害等級1・2級の場合：2万6,310円 3級の場合：1万7,530円
		介護施設入所者加算	介護施設に入所している被保護者に対し、理美容品等の裁量的経費を補填するものとして支給（例：嗜好品、教養娯楽費等）	9,690円
		在宅患者加算	在宅で療養に専念している患者（結核又は3ヶ月以上の治療を要するもの）である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	1万3,020円
		放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	現罹患者の場合：4万2,990円 元罹患者の場合：2万1,500円
		児童養育加算	児童の養育者である被保護者に対し、家庭等における生活の安定の寄与、児童の健やかな成長に資するために支給	3歳未満の場合：1万5,000円 3歳以上の場合：原則1万円
介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者である被保護者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費を補填するものとして支給	実費		
期末一時扶助	年末において増加する食費や雑費等の経費を補填するものとして支給	単身世帯の場合：1万3,890円		
一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要経費を補填するものとして支給	費目毎に設定 （被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他）		
住宅扶助	家賃、間代等	借家借間に居住する被保護者に対し、家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給	実費（地域に応じて上限額を設定） 東京23区の場合：5万3,700円（単身世帯）、6万4,000円（2人世帯）、6万9,800円（3～5人世帯）	
	住宅維持費	居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要な経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給（補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度）	年額12万円	

種 類		概 要	基準額(1級地－1の場合)
教育扶助		小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の就学援助制度から支給)	基 準 額: 小学校2,210円、中学校4,290円 教材代、学校給食費、交通費: 実費 学習支援費(学習参考書やクラブ活動費) : 小学校2,630円、中学校4,450円
介護扶助		介護保険サービスの利用にかかる経費を補填するものとして支給	原則現物給付
医療扶助		病院等における医療サービスの利用にかかる経費を補填するもの	原則現物給付
出産扶助		出産に伴い必要となる分娩助産や検査、室料などの経費を補填するものとして支給	施設分娩の場合: 実費(上限額25万8,000円以内) 居宅分娩の場合: 実費(上限額24万9,000円以内)
生業扶助	生業費	生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するものとして支給	実費(上限額4万6,000円以内)
	技能修得費	生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得するための授業料、教材代等の経費を補填するものとして支給	実費(上限額7万8,000円以内) (※ 以下の場合は38万円以内で実費) ・生計維持に役立つ生業に付くため専修学校等で技能を修得し、自立助長に資することが確実に見込まれる場合 ・免許取得が雇用条件である等確実に就労に必要な場合に限って、自動車運転免許を修得する場合 ・雇用保険の教育訓練給付金の対象となる厚労大臣が指定する講座を受講し、自立助長に効果的と認められる場合(原則講座修了によって自立助長に効果的な公的資格が得られるものに限る)
	高等学校等就学費	高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の高校生等奨学給付金の活用やアルバイトなどにより負担。)	基 本 額: 5,450円 教材代・交通費: 実費 学習支援費(学習参考書やクラブ活動費) : 5,150円 など
	就職支度費	就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給。	3万円以内
葬祭扶助		葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費を補填するものとして支給	大人の場合: 実費(上限額20万6,000円以内) 小人の場合: 実費(上限額16万4,800円以内)
勤労控除	基礎控除	就労に伴い経常的に生じる就労関連経費を補填するとともに、就労意欲の助長を促進するため、就労収入の一部を手元に残すもの	就労収入額に応じて設定(全額控除額1万5,000円)
	新規就労控除	新たに継続性のある職業に従事した者に対し、新たに就労に就いたことに伴う就労関連経費を補填するもの	1万1,100円
	未成年者控除	就労している未成年者に対し、就労意欲を促し世帯の自立助長を図るため、就労収入の一部を手元に残すもの	1万1,400円

○最低生活保障水準の具体的事例（平成28年度）

1. 3人世帯（夫婦子1人）【33歳、29歳、4歳】 （月額：単位：円）

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	160,110	153,760	146,730	142,730	136,910	131,640
住宅扶助（上限額）	69,800	51,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合 計	229,910	204,760	202,730	188,730	178,910	173,640

2. 高齢者単身世帯【68歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	80,870	77,450	73,190	71,530	68,390	65,560
住宅扶助（上限額）	53,700	39,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合 計	134,570	116,450	116,190	106,530	100,390	97,560

3. 高齢者夫婦世帯【65歳、65歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	120,730	115,620	109,250	106,770	102,090	97,860
住宅扶助（上限額）	64,000	47,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合 計	184,730	162,620	161,250	148,770	140,090	135,860

4. 母子3人世帯【30歳、4歳、2歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	189,870	183,940	174,860	171,940	164,820	159,900
住宅扶助（上限額）	69,800	51,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合 計	259,670	234,940	230,860	217,940	206,820	201,900

※ 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：岸和田市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の上限額の例である。

※ 平成28年4月現在の生活保護基準により計算。

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算（Ⅵ区の5/12）を含む。

① 標準生計費方式(昭和21年～22年)

当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。

② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)

最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。

③ エンゲル方式(昭和36年～39年)

栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。

④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)

一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。

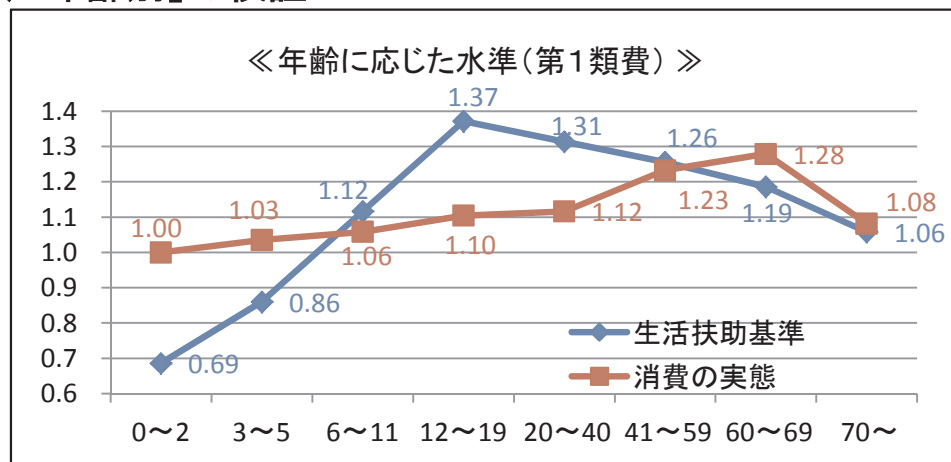
⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)

当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

生活保護基準部会の平成24年検証結果(年齢・世帯人員・地域差による影響)

平成24年検証時点の生活扶助基準(水準)と平成21年全国消費実態調査の結果に基づく一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかについて「5年に1度の定期的な検証作業」を行う。年齢・世帯人員、居住地域の3要素別にみて、検証を実施。

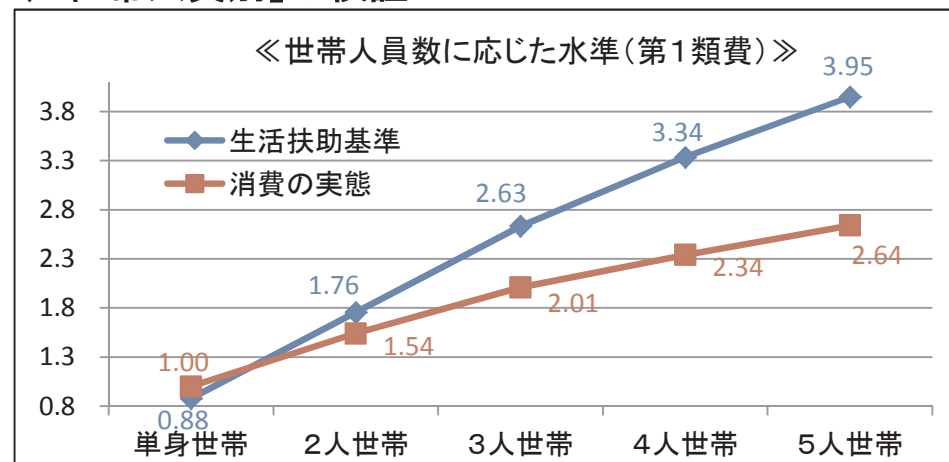
(1)「年齢別」の検証



【結果】

・基準額と比べれば、消費実態は**各年齢間の差が小さ**なっている。

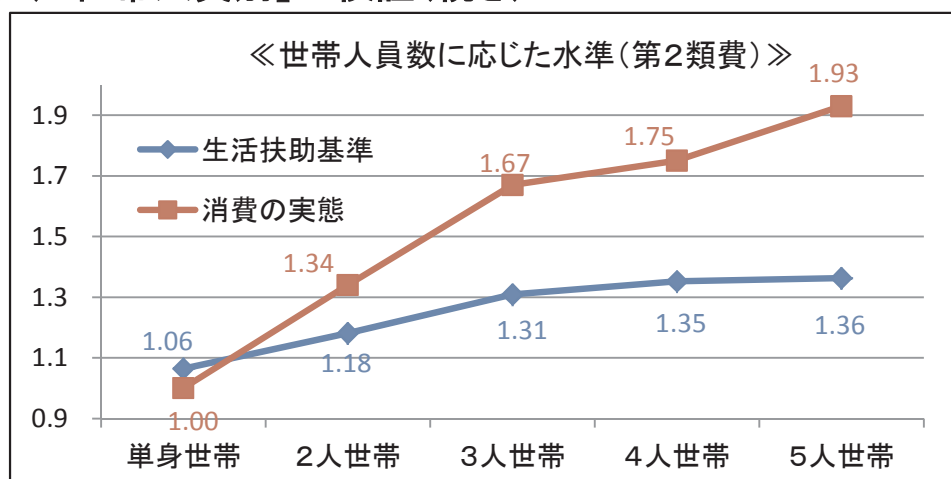
(2)「世帯人員別」の検証



【結果】

・基準額(第1類費)と比べれば、消費実態は**各世帯人員間の増加幅が小さ**なっている。

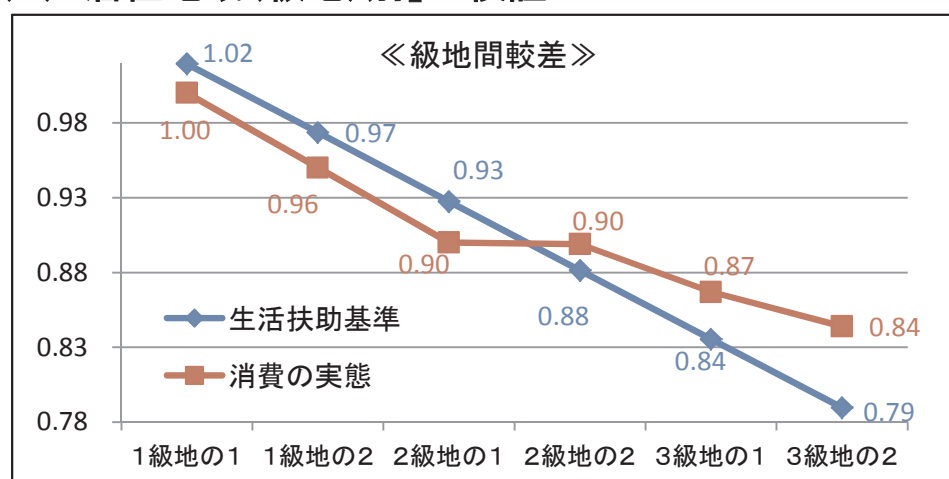
(2)「世帯人員別」の検証(続き)



【結果】

・基準額(第2類費)と比べれば、消費実態は**各世帯人員間の増加幅が大き**なっている。

(3)「居住地域(級地)別」の検証



【結果】

・基準額の地域差(最大22.5%)と比べれば、消費実態の**地域差(最大約16%)は小さ**なっている。

平成25年8月から27年度までの生活扶助基準の見直しの考え方と影響額

①生活保護基準部会の検証結果を踏まえた適正化

- 社会保障審議会生活保護基準部会において、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか、年齢・世帯人員、居住地域の3要素別に検証した結果に基づき、制度内の不均衡を適正化

②デフレ傾向を踏まえた調整

- デフレ傾向にもかかわらず、前回の基準見直し（平成20年）以降生活扶助基準が据え置かれてきたことを踏まえ、平成20年から平成23年までの物価の変動分（▲4.78%）を反映することにより適正化

※生活扶助基準の見直しにあたっては、以下の激変緩和措置を講じる。

- 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、平成24年度基準からの減額幅は、マイナス10%を限度となるように調整する。
- 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施する。

○生活扶助基準額の見直しの具体例

（単位：万円）

		【平成24年度①】	【平成27年度②】	②－①			【平成24年度①】	【平成27年度②】	②－①
夫婦と子1人 (30代20代4歳)	都市部	17.2	15.6	△1.6	60代夫婦	都市部	12.2	11.7	△0.5
	町村部	13.6	12.8	△0.8		町村部	9.5	9.5	+0.0
夫婦と子2人 (40代夫婦と小・中学生)	都市部	22.2	20.2	△2.0	41～59歳 単身	都市部	8.3	7.9	△0.4
	町村部	17.7	16.2	△1.5		町村部	6.4	6.4	△0.0
70代以上 単身	都市部	7.7	7.4	△0.3	20～40歳 単身	都市部	8.5	7.8	△0.7
	町村部	6.0	6.0	△0.1		町村部	6.6	6.3	△0.3
60代単身	都市部	8.1	7.9	△0.2	母と子1人 (30代・4歳)	都市部	15.0	14.1	△0.8
	町村部	6.3	6.4	+0.1		町村部	12.0	11.7	△0.3
70代以上 夫婦	都市部	11.4	10.9	△0.6	※生活扶助は世帯員がいれば必ず支給される冬季加算、母子加算、児童養育加算を含む。 ※国民の消費動向を踏まえた毎年度の調整は除いている。 ※端数処理により合計・差額が一致しないことがある。				
	町村部	9.0	8.8	△0.2					

住宅扶助基準における平成27年7月見直しの考え方

<住宅扶助上限額の見直し(単身世帯)>

① 最低居住面積水準を満たす住宅の家賃額の実態を反映

現行の住宅扶助上限額が、最低居住面積水準(単身:25㎡)を満たす民営借家等の家賃額を低い方からカバーする率である全国平均値13%は維持しつつ、地域によるカバー率のバラツキを是正。

② 近年の家賃物価の動向の反映

①の検証時点である平成20年から平成25年までの家賃物価の動向(全国平均△2.1%)を反映させ適正化。

③ 民間の賃貸物件情報による調整

民間賃貸住宅市場で最低水準を満たす住宅の確保が困難とならない範囲で見直し。

<2人以上世帯の上限額>

○ 世帯人数ごとの最低居住面積の住宅における家賃水準の推計結果を踏まえ適正化。

○ 世帯構成による住宅のニーズに差があることなども踏まえ、柔軟な選択ができるよう留意して比率を設定。

単身世帯の家賃水準を1とする世帯人数別の比率

	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
現行の上限額(単身世帯の家賃水準:1)	1.0	1.3					1.56
見直し案(単身世帯の家賃水準:1)	1.0	1.2	1.3			1.4	1.56

<床面積別の住宅扶助上限額の新設>

より適切な住環境を備えた住宅へ誘導しつつ、床面積と家賃額との関係の推計結果を踏まえ、床面積が16㎡(平成7年時点の最低居住面積)に満たない場合、住宅扶助上限額を減額する仕組みを導入。

延床面積	15㎡～11㎡	10㎡～7㎡	6㎡以下
減額率	△10%	△20%	△30%

※ 生活支援を行う無料低額宿泊所等への居住が自立助長の観点等から必要と認められる場合は、適用しない。

<級地区分の細分化>

都道府県の地域区分を2区分(1・2級地、3級地)から3区分(1級地、2級地、3級地)に見直し。

※ 住宅扶助上限額が減額となる場合、上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予や転居が困難なやむを得ない事情がある場合は、見直し前の額を適用する等の措置を講じる。

※ 車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合や地域において住宅扶助上限額の範囲内では賃貸される実態がない場合等には個別の配慮を行う。

住宅扶助基準の平成27年7月見直しの具体例と影響額

都道府県(3級地別)、指定都市、中核市ごとに、引上げとなる自治体と引下げとなる自治体の例

住宅扶助特別基準(上限額)

単位:万円

	見直し前(A)			見直し後(B)					(B)－(A)				
	単身	2～6人	7人以上	単身	2人	3～5人	6人	7人以上	単身	2人	3～5人	6人	7人以上
東京都1級地	5.4	7.0	8.4	5.4	6.4	7.0	7.5	8.4	0.0	△ 0.6	0.0	0.5	0.0
大阪府1級地	4.2	5.5	6.6	3.9	4.7	5.1	5.5	6.1	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.4	0.0	△ 0.5
埼玉県2級地	4.8	6.2	7.4	4.3	5.2	5.6	6.0	6.7	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7
熊本県2級地	3.0	3.9	4.7	3.5	4.2	4.6	4.9	5.5	0.5	0.3	0.7	1.0	0.8
宮城県3級地	2.8	3.7	4.5	3.5	4.2	4.6	4.9	5.5	0.7	0.5	0.9	1.2	1.0
香川県3級地	3.3	4.3	5.2	3.2	3.8	4.2	4.5	5.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.1	0.2	△ 0.2
名古屋市	3.6	4.7	5.6	3.7	4.4	4.8	5.2	5.8	0.1	△ 0.3	0.1	0.5	0.2
神戸市	4.3	5.5	6.6	4.0	4.8	5.2	5.6	6.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.3	0.1	△ 0.4
富山市	3.0	3.9	4.7	3.3	4.0	4.3	4.6	5.1	0.3	0.1	0.4	0.7	0.4
福山市	3.5	4.6	5.5	3.4	4.1	4.4	4.8	5.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.2	0.2	△ 0.2

(注) 床面積が16㎡(平成7年時点の最低居住面積)に満たない場合、住宅扶助上限額を減額する仕組みを設けることとしている。

冬季加算における平成27年11月(一部10月)見直しの考え方

＜地区別の冬季加算の水準の見直し＞

- ① 一般低所得世帯（年間収入第1・十分位）における冬季に増加する光熱費の実態を反映
各地区において、光熱費支出が増加する月を確認し、当該月における光熱費支出の増加分を基礎として設定。
- ② 近年の光熱費物価の動向の反映
検証の時点(平成21～25年平均)から平成25年までの光熱費物価の動向(灯油代約2割、電気代約1割上昇)を反映。
- ③ 豪雪地域や山間部など気候が厳しい地域等に配慮した調整
Ⅰ区～Ⅲ区について①、②の結果に1.2倍上乘せし、Ⅳ区・Ⅴ区については①、②の結果に1.1倍上乘せ。

①～③を踏まえた見直し幅（3人世帯の場合）

支給月を以下のとおり変更

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
△19%	△20%	△17%	△1%	△17%	△6%

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
10～4月	10～4月	11～4月	11～4月	11～3月	11～3月

※ Ⅰ区のうち、冬季に増加する光熱費支出が、Ⅰ区の見直し後の冬季加算で賄えない地域については、Ⅰ区の冬季加算額よりさらに高い基準を設定。

＜世帯人数別の較差の是正＞

冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別の実態を踏まえて是正

世帯人数別の見直しによる影響幅

単身	2人	3人	4人	5人
△5%	+5%	0%	△5%	△6%

＜級地別の較差の是正＞

冬季に増加する光熱費支出の級地間較差の実態を踏まえ、合理性の認められない級地間較差を廃止

級地別の見直しによる影響幅

1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
△7%	△2%	+2%	+8%	+14%	+20%

＜光熱費以外の冬季増加需要への対応＞

- 除雪のための費用について、必要最小限度の額を支給することができるものとする。
- 保護開始時等において暖房器具の購入が必要な場合の家具什器費(一時扶助)の支給上限額を増額する。

※ 傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合には、個別の配慮を行う。

冬季加算の平成27年11月(一部10月)見直しの具体例と影響額

すべての地区に存在する級地である2級地-1及び3級地-2における冬季加算の見直しの例

冬季加算の額(月額) 単位:円

		見直し前(A)				見直し後(B)				(B)－(A)			
		単身	2人	3人	4人	単身	2人	3人	4人	単身	2人	3人	4人
Ⅰ区	2級地－1	22,080	28,580	34,110	38,680	17,560	24,920	28,320	30,590	△ 4,520	△ 3,660	△ 5,790	△ 8,090
	3級地－2	18,800	24,350	29,050	32,940					△ 1,240	570	△ 730	△ 2,350
Ⅱ区	2級地－1	15,780	20,440	24,400	27,660	12,400	17,610	20,010	21,620	△ 3,380	△ 2,830	△ 4,390	△ 6,040
	3級地－2	13,440	17,410	20,780	23,560					△ 1,040	200	△ 770	△ 1,940
Ⅲ区	2級地－1	10,480	13,570	16,190	18,360	8,780	12,470	14,160	15,300	△ 1,700	△ 1,100	△ 2,030	△ 3,060
	3級地－2	8,930	11,560	13,790	15,630					△ 150	910	370	△ 330
Ⅳ区	2級地－1	8,000	10,350	12,350	14,020	7,990	11,340	12,890	13,920	△ 10	990	540	△ 100
	3級地－2	6,810	8,820	10,520	11,930					1,180	2,520	2,370	1,990
Ⅴ区	2級地－1	5,580	7,220	8,620	9,770	4,540	6,450	7,330	7,920	△ 1,040	△ 770	△ 1,290	△ 1,850
	3級地－2	4,750	6,160	7,340	8,320					△ 210	290	△ 10	△ 400
Ⅵ区	2級地－1	2,800	3,630	4,320	4,900	2,580	3,660	4,160	4,490	△ 220	30	△ 160	△ 410
	3級地－2	2,380	3,090	3,690	4,170					200	570	470	320

(注) 上記の見直し後の額は、見直しの前後を比較するため、すべての地区の支給期間を11～3月の5か月として月額を算出したもの。例えば、支給月が7ヶ月となるⅠ区の見直し後の冬季加算の月額は、上記の「見直し後(B)」の額に5／7を乗じた額となる。